

市政

令和4年3月号

特集

地域の文化財を生かしたまちづくりの推進へ

文化財は、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である一方で、地域の歴史や文化を内外にアピールする貴重な資料でもあり、その観点から、文化財をまちづくりに活用する自治体が増えています。

特集では、学識者から、文化財の保存・活用について規定した改正文化財保護法の主要な改正点や文化財を生かしたまちづくりの現状などについてご寄稿いただきました。また、地域の歴史文化を再評価して、地域活性化につなげる取り組み、文化財を生かした各種施策と今後の課題、歴史的建造物の活用による町並みの保存と継承に向けた取り組みなど、文化財の保存・活用を一体的に進める都市自治体の取り組み事例を紹介します。

寄稿 1

地域の文化財を生かしたまちづくりの推進

—文化財の持続力を高める文化財保護法の改正を踏まえて—
京都橋大学文学部歴史遺産学科教授 村上裕道

寄稿 2

地域資産としての歴史文化を活用したまちづくり

伊勢原市長 高山松太郎

寄稿 3

地域の文化財を生かしたまちづくりの取り組み

伊勢市長 鈴木健一

寄稿 4

先人から受け継いだ歴史文化を活用することで後世につなげる

東近江市市長 小椋正清



地域の文化財を生かしたまちづくりの推進

—文化財の持続力を高める文化財保護法の改正を踏まえて—

京都橘大学文学部歴史遺産学科教授

むらかみやすみち
村上裕道



文化財保護法改正の意義

平成31（2019）年4月に文化財保護法（以下、「保護法」で記す）の一部改正が施行され、文化財の保存・活用に計画的な手法が導入された。それは地域文化の厚みが日本文化全体の豊かさの基盤であるとの認識の下、いわゆる未指定文化財も対象に含めている。これまでの各文化財の種別の視点から見ただけではなく、継承している地域の視点から文化財を総合的に見て、文化財の持続可能性を高めようとしたものといえる^{（※）}。

「社会意識に関する世論調査」（内閣府調査）において、「日本の誇り」を何に感じるかとの問いに、「美しい自然」「すぐれた文化や芸術」「長い歴史と伝統」に、全世代が高評価を付与している。共通している感情として、先人が育み、自身も参加した（見続けてきた）文化や歴史的な環境を大事に考え、自身も慈しみをもって見ていることが示されていると解釈すべきであろう。この傾向は既に20年以上も続

いている。特に、最近では「長い歴史と伝統」に対する、若年層の支持率が高齢層のそれよりも高い支持率を示すなど、総じて上記項目の高支持率が今後も続くことが予測されている。それは、施策を展開するあらゆる分野において歴史的・文化的なことやものへの配慮が必須になっていることを示しているであろう。日本人の感性は、この20年で完全に変わったことを理解すべきであり、この感性を踏まえた事業が今後伸びていくことを再確認したい。

主要な改正点

—文化財保存活用地域計画（地域計画）—

保護法の改正では、文化財の計画的な保存・活用策として、都道府県が策定する広域的な方針を示す「文化財保存活用大綱」と、基礎自治体である市区町村における「文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」で記す）」が導入された。また、文化財の所有者・管理者には、各文化財単体を対象とした「文化財

保存活用計画」の策定を求め、これら文化財の管理体制の強化のため、この計画により所有者などでない民間の「文化財保存活用支援団体」の活用・支援を可能とした。さらに、市区町村における「文化財保護指導委員」制度の導入、「文化財保護条例」および「地方文化財保護審議会」の制度導入の確立を促したところである。そして、上記の官民も含めた総掛かりによる保護体制の確立および市区町村の計画に位置付けた地域計画の立案を受けて、首長部局への文化財行政の移管も可能とした。

その改正の核となる地域計画について、本年1月現在、文化庁が認める認定地域計画数は1道2府26県、58市町村を数える。地域計画の策定が進んでいる滋賀県では、19市町中7市町、37%の市町が既に認定を受けている。文化庁の担当官によれば、多数の市区町村が策定中であり、早晚、100市区町村を超えるという。

既に、市区町村の総合計画や都市マスタープラン、農村整備計画、環境基本計画など、

各分野で計画的な整備の促進が図られてきており、歴史文化の価値創造を担う分野においても、計画的な推進方策が整備されたところである。特に、コンパクト化する市区町村の各計画には、目に見えない住民の自尊心や地域の人たちの思いをくみ取ることが重要であり、それらの結晶である文化財の価値を各計画に組み込めることの意義は大きい。

筆者が関係した地域計画では、計画の期間を市区町村の総合計画の見直し周期に合わせて設定している。また、地域計画の内容は、当該市区町村の自然的・地理的環境、人口動態・産業・景観などの社会的状況や歴史的背景などの基礎的情報を踏まえ、文化財の概要と特徴の記載とその課題、文化財の把握調査に関する状況、今後の調査方針および体制、それら文化財の地域特性を踏まえた文化財の保存・活用に関する方針と措置、文化財が密に所在する重点区域における文化財の保存・活用方針の規定など、文化財の一体的・総合的な保存と活用に向けた計画を記載している。さらに、地域計画の進展を見る地域計画協議会を設けて、事業評価にKPIの評価法を導入し、状況を確認できるようにしている。文化財の保護を一義的に管理する教育委員会などの考えが、民間など、外部の方々にも理解しやすいようになった。

保護法周辺の動向

保護法改正にさかのぼる平成29(2017)

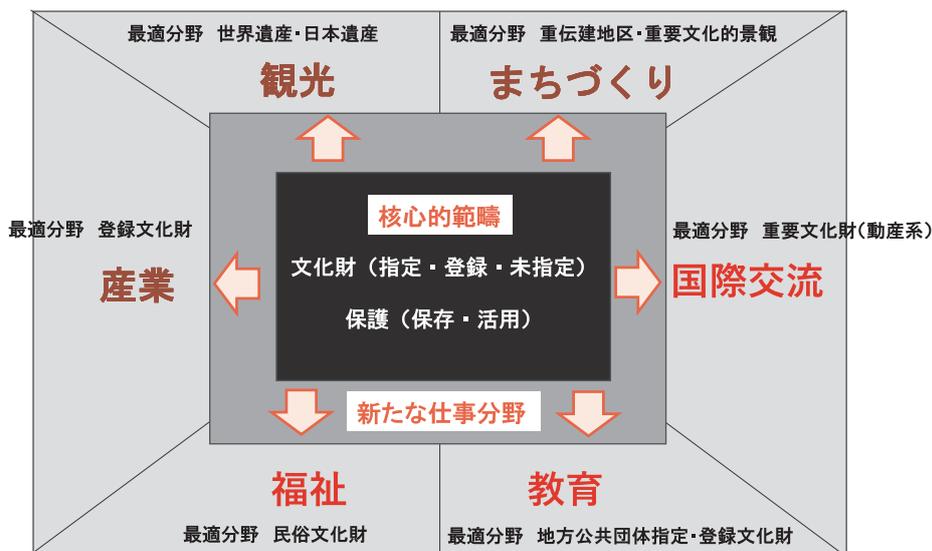
年に、保護法の基本法となる「文化芸術基本法」が改正されている。既存の「文化芸術振興法」が基本法に改められたものである。同法の改正の趣旨では、「1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野(以下、「想定分野」で記す)における施策を法律の範囲に取り込むこと」がうたわれ、「2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」と社会が文化芸術(文化財)に求める内容が記された。縮小・疲弊する地方に多数所在する文化財の維持促進と地方における持続可能な取り組みの姿が軌を一にすることを看取し、文化芸術(文化財)の振興による「想定分野」への実効性のある貢献策を作ろうとし

たものである(図)。さらに巨視的な見地から、平成29年に文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向けて取り組む文化経済戦略が策定された。そして「未来投資戦略2017」では、古民家などの上質

文化芸術基本法が求める貢献分野のイメージ図

文化財の活用から新たな職の開拓へ

文化芸術基本法が求める実効性のある貢献策を提示すべき分野



世界遺産・日本遺産等の文化財の利活用が新たな職域を開発する

※ 最適分野の記載は筆者の想定である。

な歴史的資源を改修し、観光まちづくりの核として「日本の魅力を再発見」する取り組みを、全国200地域で展開することや伝統芸能などの新しい観光資源を開拓することが提案された。地方に所在する未指定文化財を含めた文化財群が、産業のシーズとして想定されたものである。

改正後の展開

未来投資戦略を受けて、文化財分野では、世界遺産への積極的な取り組みをはじめ、日本遺産の制度導入、そして、地域計画による文化財を生かしたまちづくりなどの施策を唱導した。特に、インバウンドなどの文化観光の進展は目覚ましく、文化財(建造物)の活用を計画する者も、エリアマネージャー・建築デザイナー・クリエイティブデザイナー・オペレーター・旅行業・銀行、そして、全体をまとめる社会的企業がグループとして実施するなど、質量共に変化をしてきた。

例えば、筆者関連の事業においても、姫路市近郊のまちでは、地方の新聞社とN社が出資をしてP社を設立。P社は、都市再生推進法人の指定を受け、エリアマネジメント・空き家開発・まちづくり事業の中間支援組織として、観光交流センター、登録文化財辻川郵便局および兵庫県指定重要文化財旧三木家住宅の管理を受託、同旧三木家住宅の活用工事

を実施し、オペレーターとしてR社が担当し、令和2(2020)年に「NIPPONIA 播磨福崎 蔵書の館」としてオープンしている。平成20年頃では、NPOを設立して文化財単体の保存に取り組み、事業収入を得るより地域に残すことが精いっぱいであった。今日のように一挙に複数の文化財の事業化に取り組み、エリアマネジメントまで行うことは想像の域を出なかった。地方公共団体とパートナーシップを組めるレベルまで成長してきている状況を見ると、次元が変わったと感じざるを得ない。また、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の日本での感染拡大を受けて、インバウンド観光は蒸発してしまっただが、一棟貸しの宿泊施設などでは、自分が知っている人だけが宿泊する安心感からか、緊急事態宣言解除後にはすぐに予約が回復するなど、アフターコロナの人々の行動パターンを予測する現象もうかがわれた。

さらに、地域計画の策定も前述したように順調に伸びている。筆者が関係した、令和3(2021)年に国認定を得た明石市の地域計画では、文化財にソウルフードといえる「明石焼(玉子焼)」や「魚の棚商店街」を記載している。生活文化の視点から文化財への取り組みを検討するなど、歴史文化の価値創造を明確に意識している。食文化や生活文化の文化財への取り込みによる文化財的価値付けやブ

ランド化など、文化芸術基本法が示す「想定分野」の開発へ意識が拡大しつつあることが見て取れる。

まとめ

「想定分野」において、文化財と親和性の高い教育や国際交流などの展開や伸長著しい観光やまちづくりに比べ、文化財の産業や福祉への具体的な貢献策は、いまだ皆の知るところとなっていない。前述のソウルフードや食材に関する取り組みは、食文化を中心とした産業への貢献ともいえるものであり、老人福祉施設において、高齢者の子どものころになじんだ民俗文化財などを使った心理療法の「回想法」は、記憶を刺激し、脳の活性化を促すことがよく知られているところである。それぞれ文化財と結ぶ中で各種展開が可能となるのが容易に想像される。

社会意識の世論調査における人々の感性は、文化財を生かしたまちづくりを今後とも支持することを示唆している。短期的な変動に惑わされることなく、「想定分野」の領域に新たな仕事を創るべく、展開することが喫緊の課題となっている。

※平成29年に取りまとめられた「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」文化庁文化審議会文化財分科会企画調査会答申

地域資産としての歴史文化を活用した まちづくり

伊勢原市長（神奈川県）
高山松太郎



はじめに

伊勢原市は、神奈川県ほぼ中央、南流する相模川の西側に位置する。市の北西端にそびえる標高1252mの大山を頂点とし、9mほどの低地に至る多様な地形を有し、温暖な気候にも恵まれて、都心から1時間圏内とは思えないほど緑豊かなまちである。

その大山は、縄文時代から山岳信仰の対象となり、万葉集の東歌には「相模嶺」とうたわれるなど、神の宿る山として人々にあがめられてきた。現在でも、市民にとって大山は、伊勢原のシンボルとなっている。

歴史文化の活用に至る背景

伊勢原は永く、豊かな自然を生かした農業を中心として歩んできたが、高度成長期に都市型のまちづくりへと転じ、インフラ整備などを着実に実施しながら、人口10万人の近郊都市へと成長してきた。しかし、多くの市町村が



伊勢原の歴史文化を育んだ大山

経験するように、長期の経済不況や扶助費の増加などにより、慢性的な財源不足に悩まされることとなる。こうした中、今後の人口減少社会においては、持続可能な市政運営のための財源確保、住みたいまちとして選ばれるための環境整備が求められている。

これらの課題に対して、地域が有するポテンシャル（地域資産）を再認識し、有効に活用してまちづくりを進めていく方針の下、次の四つの柱を重点施策として掲げている。

名度向上や誘客に結び付いていない現状があった。そうした中、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定により、国を挙げてインバウンド対策、誘客促進に力が注がれ、わが国の伝統ある歴史文化の活用を積極的に進めていく方針が提示された。これを受けて、本市としても、地域の歴史文化を再評価して地域活性化につなげていく取り組みを進めることとした。

歴史文化を生かした取り組み

（1）歴史文化を生かすシステムの整備

本市では歴史文化の活用の際に、市の文化財保護条例の全部改正から取り組みを始めた。平成25年に改正した新条例では、従来の「保存」重視から、文化財の積極的な活用を図り、まちづくりへもつなげていく方針を定めた。これは、歴史文化基本構想の策定を勧める国の方針を踏まえ、そうした考えを市の条例に位置付けたものである。その後、平成27年に日本遺産の認定制度が設立されると、そ

① 医療環境の充実による健康寿命の延伸

② 観光振興による地域経済の活性化

③ 新たな土地利用による活力向上

④ 子育て環境づくり

このうち②に関して は、文化財の宝庫といわれ、信仰の山・大山を抱えながらも、その観光活用が必ずしも知



阿夫利神社の能楽殿で催される大山火祭新能

の地域型での認定を目指し、伊勢原市歴史文化基本構想を策定して、翌28年に日本遺産に申請し、認定を受ける。これにより国庫補助による資金を確保し、日本遺産の魅力を発信する文化財の活用事業が可能となった。

また、平成30年に改正された文化財保護法において、歴史文化基本構想に代わり文化財保存活用地域計画が位置付けられたことから、令和2年にその作成に取り組み、3年に文化庁長官の認定を受けた。現在はこの計画をベースに文化財の保存と活用に取り組んでいる。こうした一連のシステム整備に際しては、それまで地道に取り組んできた文化財の調査や保存事業、所有者や地域団体との協体制が大いに役立つこととなった。

(2) 日本遺産の認定とその後の波及効果

日本遺産は、それまでの保存を主体としていた文化財保護施策から大きくかじを切り、地域の活性化へとつなげる活用を明確化した制度である。先述した課題を抱えていた本市にとってはタイムリーな方策であった。

認定された本市の日本遺産は、江戸時代に庶民の間で盛んとなった「大山詣り」のストーリーである。山岳信仰

を根拠とする神聖な大山信仰のハードルを下げ、物見遊山を加味して庶民の憧れの旅に仕立て、宿から食事、参拝の案内、代金の積み立てに至るまでを御師がセッティングする積立型会員制バック旅行が関東一円に大流行することとなる。それは、形を変えつつ現在も引き継がれ、江戸の文化を今に伝えている。

このストーリーの周知については、映像やパンフレットの製作から、テレビ、雑誌での発信、地域での周知イベントなど、さまざまな取り組みを行ったが、それを通じて最も意味があったと思えるのは、教育委員会の文化財担当と商工観光部局をはじめとする他部局、さらに市民団体や観光系の民間事業者とも協力して取り組む機会が増え、文化財に関わり活動する人が多くなったことにある。今までなじみの薄かった人たちと、文化財を介してつながりができたことは、その後に展開した他の取り組みでも大いに役立つこととなった。

具体的には、歴史文化基本構想の策定市町村に向けた補助制度や、その後創設された日本遺産の構成文化財に対する補助制度などを積極的に活用し、公衆トイレの改修や案内板の設置、休憩所の整備など見学の環境を整える取り組みや、日本博事業としては薪能や国指定重要文化財である仏像群の特別展覧会など、より質の高い文化財の公開事業を提供することができた。特に大山阿夫利神社の火祭新能は、神社境内の能舞台において、観世流

宗家、人間国宝の狂言師が幽玄な雰囲気の中で演じる希少性の高い公演となった。

また、神奈川県から資金提供をいただいている「平成大山講プロジェクト」事業でも、市営駐車場の満空表示板整備、浮世絵多色刷体験キットの製作など連携した取り組みを展開し、相乗効果につなげている。

こうした歴史文化の活用を進めていく中で、民間でも関連する取り組みが実施されることとなった。具体例を挙げると、小田急電鉄(株)では特急ロマンスカーの伊勢原駅常時停車、大山デジタルスタンプラリー、さらに神奈川中央交通(株)では、大山までの直行バスの運行、車内アナウンスで大山詣りにちなんだ新作落語の放送などが実施されている。

インバウンド向けには、ミシユラン・グリーンガイド・ジャポンに大山からの眺望が二つ星として掲載された。日本遺産の取り組みがもたらした波及効果と考えている。

(3) 地域活性化へ向けて

以上のように、本市ではシステム整備により資金を確保し、従来にない規模で保存・活用の取り組みに結び付けていく流れを進めてきた。その成果は、コロナ禍以前ではあるが、入込観光客数や消費額の増加に結び付いた。さらに、ここでは、その先につなげる新たな取り組みを二つ紹介する。

一つは大山の宿坊を利用して中・高校生を対象とした教育旅行を誘致する「宿坊体験型教育旅行」である。近年のトレンドである地

域住民との触れ合いや大山詣りの伝統を体験するプログラムを構築し、若い世代に大山の歴史と文化を体感してもらうものである。コロナ禍による中止や延期もあったが、学校の利用実績も増えているところである。

もう一つは「日本遺産ブランド商品開発事業」である。業種の垣根を越えたさまざまな企業が集まって「伊勢原うまいもの遺産創造委員会」を結成し、「日本遺産のまち伊勢原」にふさわしい商品の企画や開発を行っている。今までに、地元の生乳と老舗茶屋の茶葉を利用した焼き菓子や大山をかたどった柿の種、大山名物の豆腐など、5点の商品が開発されている。加えて「文化財保護周知還元制度」として、販売企業から売り上げの1%が寄付され、文化財保護の費用として活用される制度を創設、その成果により「大山道 道標マップ」を作製した。文化財の保存と活用企業からの寄付を投資することで、企業イメージと商品価値を高め、地域経済の活性化と文化財の継承の相互に寄与することを目指している。

(4) 活用と共に保存の取り組み

次に本市における文化財保存の取り組みを紹介する。国指定重要文化財である宝城坊の本堂では、平成22年から足掛け7年にわたって解体修理工事を実施した。平成28年に約270年ぶりに雄姿がよみがえったが、修理中には十数回にわたって修理現場の見学会を



宝城坊本堂の修理現場で実施した見学会

開催し、そのときにしか見ることのできない貴重な姿を公開することができた。まさに保存と活用を兼ねた取り組みとなった。

さらに、本堂と収蔵庫に収められている国指定の仏像など8件の保存のために、令和2〜3年に防火水槽、放水銃、防犯センサーなどの防災施設整備も行った。市民の宝を健全な形で将来へ伝えていく取り組みである。

(5) 文化財がつなぐ地域の力

教育委員会では、これまでも学校での出前授業や一般向けの講座、展示会などを継続的に実施してきた。中でも、地域で主体的に文化財に関わる人材の育成を目指し、ボランティア養成講座を開講して、卒業生をいせはら歴史解説アドバイザーとして認定してき

た。その認定者を中心とした自主的活動が、日本遺産の認定以後活性化した。市民活動の成果が日本遺産という形となって認められたことで、活動に勢いがついたと考えられる。具体的な活動としては、地域の伝統行事や石塔の調査、ガイドツアーや展示会、登録建造物の公開などが挙げられ、既に本市の文化財活用の一端を担う市にとっても頼りになるサポーターとなっている。シニア層が中心の組織ではあるが、自ら調べ、歩き、発信する取り組みは自身の健康を増進させるだけでなく、確実に地域を元気にしている。

むすびに代えて

本市が令和元年度に実施した市民意識調査では、「未来の伊勢原のまちを表す言葉」として、「歴史」が第2位にランクインした。伊勢原の歴史文化が地域の資産として市民にも浸透しつつあることを実感し、一連の取り組みの成果と考えている。

歴史文化を通して、楽しい、おいしい、美しい、面白い経験ができれば、人はそこを訪れたいと思うだろう。その先が、歴史文化に価値を見出し、地域に誇りを感じ、大切に思う郷土愛につながると期待したい。歴史文化を地域の資産とし、その価値を共有し、人を呼び、そのにぎわいを歴史文化の継承につなげる。この循環の構築を目指し、本市は歴史文化で人をつなぐ取り組みを継続していく。

地域の文化財を生かした まちづくりの取り組み

伊勢市長(三重県)

鈴木健一



はじめに

伊勢市は、三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置し、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた伊勢神宮がある。

本市には歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、令和3年11月末現在、指定文化財などの件数は230件(内、国・県・市指定文化財188件、国・市選択無形民俗文化財4件、国登録有形文化財建造物38件)となっている。

令和3年4月には、歴史的・文化的資産の保存・継承および文化芸術の振興と本市の活性化を相乗的に推進することを目的として、シテイプロモーションや地域自治、観光など、さまざまな行政分野と総合的・一体的に取り組み体制を構築するために、教育委員会事務局から市長部局(情報戦略局)に担当課を移管した。今後、担当課の体制も充実させていきたい。

次項からは、文化財を生かした、本市での取り組みについて紹介する。

伊勢河崎商人館をまちづくりに生かしていく

江戸時代から続く商家を地域のまちづくり活動拠点施設として整備した伊勢河崎商人館は、本市の中央部を流れる勢田川左岸の河崎地区(河崎2丁目)に所在し、宇治山田駅から北東約1.1kmの所に位置する。

①国登録有形文化財建造物「伊勢河崎商人館」の取り組み

平成13年に主屋・南蔵一・南蔵二・南蔵三・北蔵一・北蔵二・サイダー検査室・サイダーろ過施設など12件が国の有形文化財に登録された。これらは、江戸時代に創業した酒問屋「小川酒店」の建物で、明治時代にはサイダー工場も併設されていた。延べ建築面積は約1000㎡、川に面して南蔵一・南蔵二・南蔵三があり、道路を隔てて主屋や北蔵一・北蔵二などが存在する。

河崎地区は、まちを流れる勢田川の水運を生かした問屋街であり、参宮客の食料、雑貨など大量の生活物資を供給する「伊勢の台所」

として栄えたまちで、今もなお重厚な蔵や町屋が残り、往時の面影を残す「なつかしいまち」として親しまれている。

商人館の基本計画作りにおいては、地元との協働により活用方法などの検討を行うことで、より地域のニーズに応じた施設を目指す。同時に、地域のまちづくりに対する機運の高揚にもつながった。その中で、「伊勢河崎の歴史と文化を育てる会」をはじめとした団体が集結し、平成11年に「NPO法人伊勢河崎まちづくり衆(以下「まちづくり衆」という)が発足した。このまちづくり衆の管理運営による伊勢河崎商人館が、平成14年8月に開館し、まちづくりセンターとして「市民主体のまちづくり」の活動拠点となっている。

平成18年から指定管理者制度を導入し、まちづくり衆が管理運営を行っている。

現在、主屋は歴史的建造物として公開し貸室などに、南蔵一・南蔵二・南蔵三はカフェや手作り雑貨やアンティーク小物などのミニショップが集まる「河崎商人蔵」に、北蔵一は寄席などを開くホール「角吾座」に、北蔵二は



旧伊弉日館 本館

平成22年に国の重要文化財に指定され、建物は本館・大広間棟・土蔵に分けられている。本館と大広間棟は木造2階建て入母屋造、棧瓦葺および銅板葺の構造および形式で、建築面積は

河崎の歴史と文化を紹介する「河崎まちなみ館」に活用している。また、地域遺産が多数出店する「伊勢のだいご市」を毎月定期的に開催し、まちのにぎわいをつくり出している。

②今後の課題について

伊勢河崎商人館を中心とした河崎のまちなみは、歴史的な地域資源として今後も効果的に活用していく必要があるが、一方で市民にとっては居住区域でもあるため、住民生活にも配慮をし、両面でバランスの取れたまちづくりを進めていく必要がある。

また、商人館は、開館からおよそ20年が経過するが、来館者が減少傾向にあるため、展示や催しなどに工夫を加えるほか、施設の適切な修景など、さらなる魅力向上に努め、集客を図っていきたい。

旧伊弉日館を保存・活用していく

旧伊弉日館は本市の北東部の二見町に所在し、二見浦駅から北東約800mの所に位置する。

①重要文化財「旧伊弉日館」の取り組み

本館が52.5・51㎡、大広間棟が437・47㎡である。土蔵は木造2階建て切妻造、棧瓦葺の構造および形式で建築面積が26・5㎡である。

代表的なものとして、本館の2階には皇族の方が利用された「御殿の間」が、大広間棟の2階には120畳の舞台付きの大広間が残っており、それらには素晴らしいデザインや選び抜かれた材料・職人の技が見られ、日本の伝統建築の素晴らしさを再認識することができる。また、土蔵には地元の二見町今一色出身の中村左洲の作品を展示している。

明治19年12月に、神宮の崇敬団体の神苑会によって賓客の休憩・宿泊施設として着工され、明治20年2月に完成した。明治44年の神苑会解散を機に、当地の旅館二見館の所有となり、二見館の別館として使用された。昭和2年と昭和10年に大規模な改修・増築が行われ現在の形となった。

そして、平成11年まで二見館の別館として使用されていたが、二見館が廃業し、平成15年に二見町(現在の伊勢市)に寄贈された。

現在は館内を一般公開しており、先述の中村左洲の作品や伊弉日館に関する資料などを展示し、貸室としても利用することができる。また、毎年2月から3月上旬に開催している「おひなさまめぐりin二見」の拠点施設の一つになっている。

平成15年から指定管理者制度を導入し、NPO法人二見浦・伊弉日館の会が管理運営を行っている。年間を通じて展示会やコンサー

トなどのイベントを企画、開催し、まちのにぎわいをつくり出している。

②今後の課題について

令和元年度から2年の期間で、国・三重県から補助を受けて、耐震診断を実施し、補強案を策定した。令和元年度は構造調査と地盤調査などを行い、令和2年度には耐震診断を実施し、補強案を策定した。

令和3年度は補強案に基づき、保存修理および耐震補強工事に関する基本設計を行っている。

今後は、大地震時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさないような耐震補強工事を行い、例えば、御殿の間や2階大広間などの経年劣化した箇所などを修繕する保存修理工事も実施していきたい。工事後は、現在と同様に資料館・貸室や展示会場として二見町の観光拠点施設の一つとして活用していきたい。

旧豊宮崎文庫をオヤネザクラの桜の園に

旧豊宮崎文庫は本市の中央部の岡本3丁目に所在し、伊勢神宮外宮の東方、宇治山田駅から南西約500mの所に位置する。また、オヤネザクラは、文庫内に存在する。

①国史跡「旧豊宮崎文庫」の取り組み

大正12年に国指定史跡に指定され、史跡内には往時の文庫をしのぶ建築物として門と練り堀が残っている。

慶安元年に外宮権禰宜出口延佳らにより、山田三方などの協力の下に創設され、外宮神職子弟の修学の場、図書館としての機能を果たした。毎月一定日に神典などの講義があり、

大塩平八郎など多くの碩学^{せきがく}の来講や書籍の奉納もあり、充実した施設となった。

文庫は三方（南、北、西）が堀で囲まれ、内には書庫・講堂などがあった。明治元年に廃止となり、明治11年の火災に厄災を免れた2万余冊の書籍類は、現在、伊勢神宮が所管する神宮文庫と神宮徴古館^{ちようこかん}に収蔵されている。

その後、門と練り堀が築造より長い年月が経つことよって破損が見られるようになったため、平成23年度から25年度にかけて保存修理工事を実施した。また、平成23年度から25年度にかけて、史跡内の遺構確認のための発掘調査（確認調査）を行った。

平成28年3月には、史跡の保存・管理・活用のための「史跡旧豊宮崎文庫保存管理活用計画」を策定した。

②市指定天然記念物「オヤネザクラ（お屋根桜）」の取り組み

昭和61年に伊勢市天然記念物に指定し、現在は2株残っている。本年1月には「市の木」に制定した。豊宮崎文庫の創設の時、その主唱者の1人である出口延佳の家の屋根に生えた苗を移植したとも、外宮正殿の屋根に生えた桜ともいわれている。

昭和3年に山桜の新種として発表された。その特徴は花が最初から白くて5弁で、めしべの花柱の下部に毛があり、花柄や萼^{がく}にも毛が見られる。また、ソメイヨシノよりも早く咲き始め、花の色は白色で、満開に近くなる

と、花の色が白色から濃いピンク色に変わっていく特徴が見られる。

昭和初期には、市内の桜の名所の一つとして知られていた。

オヤネザクラは老木のため、平成29年度から樹勢回復のための土壌改良を実施しており、土壌改良の結果、桜樹に新芽が見られるなどの効果が現れてきた。この土壌改良と並行して樹木医によりオヤネザクラの増殖も試みている。

平成25年度から毎年3月下旬にオヤネザクラを含めた史跡見学会を開催している。

③今後の課題について

保存管理活用計画には「①豊宮崎文庫の規模・形態の明示②豊宮崎文庫の内部構成（構造）の明示③オヤネザクラの保護育成④拠点施設の整備⑤サインの設置」を整備活用の基本方針として掲げている。

これらの中で、豊宮崎文庫の規模・形態や内部構成（構造）を明示するために、史跡内の遺構を把握するための発掘調査を実施していく。発掘調査では、確認調査で課題となった、北堀の正確な規模や南堀の位置と構造などの解明、文庫などの建物の位置の究明を行っていく。これらの発掘調査の成果に基づき、史跡整備の基本計画を策定し、整備活用を進めていきたい。

オヤネザクラの保護育成については、挿し木により増殖したオヤネザクラを史跡内に植

えていく。その際には、市民参加による植樹会を開催するなどの交流事業も展開していく。また、「市の木」として小中学校をはじめとする公共施設にも植樹していきたい。将来は旧豊宮崎文庫を昭和初期のようなオヤネザクラの桜の園としていく。

このように、史跡の保存整備と活用事業の推進により、旧豊宮崎文庫を多くの市民や観光客が集い、憩い、交流できる場所として復活させ、まちづくりに生かしていきたい。

おわりに

本市での取り組みを紹介したが、実施すべき事業がほかにも多数存在することが今後の課題である。これらの課題については、都市整備部や産業観光部などの関係部局との連携をさらに深め取り組んでいく。

また、文化財を生かしたまちづくりを行うためには、文化財の保護と活用を一体的に進める必要がある。その際、市民と行政との協働が期待される。そのためには、人材の確保・育成が必要となってくる。その方策として市内のまちづくり協議会などへの働き掛けなどにより人材を確保したり、地元^{ちよぐかん}の皇學館大学や三重大学とも連携し、人材を育成したりしていきたい。

引き続き地域の文化財の保護と活用を推進し、伊勢市の歴史文化を生かしたまちづくりに取り組んでいく。

先人から受け継いだ歴史文化を 活用することで後世につなげる

東近江市市長（滋賀県）
ひがしちゅうみ

おぐらまさきよ
小椋正清



はじめに

東近江市は、鈴鹿の山々から琵琶湖までが一つの市域となった森里川湖の多様性のある自然の上に、千年を超える歴史、文化、伝統が蓄積された地域である。これらの地域資源を磨き上げ、最大限に生かした観光政策を推進することにより、市の知名度を向上させるとともに市のクオリティを高めることとなり、行ってみたい、住んでみたいと選ばれる市になることを目指している。

地域資源の磨き上げには、文化財を「保護する」から「活用して保存する」へとかじを切ることが必要である。そのため、文化財の所管課を教育委員会から市長部局に移管し、観光部局と文化財部局が相互に連携し、積極的に政策を推進できる体制を整えている。

今回は、本市の文化財や歴史を生かしたまちづくりの事例として、歴史的資源を活用した分散型ホテル事業と、近江の聖徳太子魅力発信事業について紹介する。

歴史的資源を活用した分散型ホテル事業

●近江商人発祥の地

本市の五個荘金堂地区は、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」の起源である近江商人発祥の地で、近江商人の本宅群と農家住宅が混在する風情豊かな町並みを形成している。平成10年には、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、歴史的町並みを守るための地域ぐるみの活動が、地域住民の景観保存の意識を高めるとともに、近江商人の本宅を一般公開することで、近江商人発祥の地として誘客推進を図ってきた。また、平成27年に日本遺産「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産」の構成要素にも認定された。

しかし、近年、団体旅行から個人旅行への変化に見られるように、来訪者が減少傾向にある。また、歴史的建造物を維持するための費用負担も大きく、選定から20年が経過する中で、地域住民の意識にも変化が現れており、人

口減少と高齢化、空き家の増加などで、町並みの保存と継承が困難な状況となりつつある。

●近江商人屋敷の活用による町並みの保存

このような状況を打開するため、令和3年5月、本市は、古民家などの歴史的建造物を活用した分散型エリア開発事業会社と「歴史的資源を活用した地域活性化に関する連携協定」を締結した。

この連携協定締結は、五個荘金堂地区の魅力をしっかり知ってもらうには、近江商人屋敷の一般公開だけでは限界があり、宿泊など滞在していただくことによって、近江商人の精神を感じ取れるような施設を造れないかという本市からの呼び掛けに共感してくれたことにより実現した。

令和元年度には、農林水産省の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の採択を受け、地域住民や地元企業、観光協会などで組織する「歴史的資源活用まちづくり推進協議会」を設立、前記会社からの技術的助言を受けながら、五

個荘金堂地区での分散型エリア開発の協議を開始した。

この協議で大切にしてきたのは「地域の思い」であり、地域ぐるみの活動が、住民の景観保存の意識を高めてきたのである。このような活動が、今後も重要伝統的建造物群保存地区の景観を守り続けることにつながるのではない。協議会では、このような思いを共有しながら、さまざまな議論を重ねてきた。

●外村宇兵衛邸を拠点施設に

外村宇兵衛家は、呉服太物の持ち下り商いの商家である。商家にとって家業の永続は最重要事項であり、宇兵衛家では「先祖のおかげで今の自分があり、今の自分の行為によって、将来の子孫へ影響する」という思想が代々受け継がれてきた。また、宇兵衛家は、初代から代々郷里の救済のために多額の寄附をしており、愛知川の橋や道路の改修、警察署の建築費など多種多様な寄附を行うことで、地域に貢献してきた近江商人である。

このような歴史を背景に、この外村宇兵衛家の本宅を分散型ホテルの拠点施設として、フロント機能を有した1棟貸しホテルとして整備を進めることとなった。

●五個荘金堂地区にしかないコンセプト

古民家を活用した宿泊施設の整備が全国的に進む中で、ここでしかできない体験とは何か。新型コロナウイルス感染症の世界的大流

行で、地域コミュニティをはじめとする社会構造に変化が現れており、今後の社会環境と価値観に大きな変革をもたらそうとしている。

今こそ、これからの社会を支える企業経営者や人材の育成が重要であり、今一度、近江商人の三方よしの精神を学び、これからの日本の未来を切り開いていく人材を育成する場所として、五個荘金堂地区は最適ではなからうか。

そうした思いから、外村宇兵衛邸は「これからの日本を担う経営者や若者が集い学ぶ場所」というコンセプトで、高質な滞在型研修施設を目指す。

オープンには本年7月を予定しており、現在、前記会社と市が共同出資で設立する株式会社いろはが開業準備を進めている。

近江の聖徳太子魅力発信事業

●東近江市は、日本で一番「聖徳太子」が愛したまち

次に、近江の聖徳太子魅力発信事業について紹介させていただく。

本市は、日本で最も多く集中的に聖徳太子の伝承が残るまちである。このことは、令和2年9月にNPO法人歴史資源開発機構のヘリテージマイスター大沼芳幸氏がまとめた聖徳太子の文化観光資源化調査報告書で示された。

本市では、「太子が乗ってきた馬が石になったのがあの池の石である」「あのハナノキは、太子がお昼ご飯を食べたお箸を刺したものが



国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている五個荘金堂地区

大木になった」「太子が四天王寺を建立する際に瓦を焼いたのがあのお寺だ」など、多くの伝承が残っている。また、「聖徳町」「聖徳中学校」「聖徳まつり」などの太子にまつわる名称も多い。

本市に暮らしていると、聖徳太子があまりに身近な存在で地域に溶け込んでおり、前述の調査報告書で改めて客観的に認識を深めることとなった。

●広域連携の推進

この調査報告書が作成されるきっかけは、本年が聖徳太子薨去1400年の節目の年を



聖徳太子が四天王寺を建立する際に瓦を焼いたという伝承が残る瓦屋禅寺

迎えることを受け、東近江地域の聖徳太子ゆかりの社寺から、市町、経済団体などと連携し、聖徳太子伝承を地域の魅力として発信していききたいとの提案を受けたことに始まる。

東近江地域は、東近江市、近江八幡市、日野町および竜王町の2市2町で構成されており、広域連携による観光振興を目的に「東近江観光振興協議会」を設立し、さまざまな事業を展開している。

本市は、観光政策における広域連携のスケールアップの必要性を訴えてきた経過があり、社寺からの提案は、広域連携を進め、

聖徳太子伝承という地域資源を活用し、全国に東近江地域を発信したいという本市の意向と一致したことで、一気に取り組みが進むこととなった。

●市町、社寺、経済団体などが一体となり
事業を展開

今年、聖徳太子が薨去されてから1400年の節目を迎えるに当たり、2市2町と聖徳太子ゆかりの社寺、観光協会、商工会議所、商工会、滋賀県、びわこビジターズビューローなどが参画し、「聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見委員会」を設立した。寺院と社寺が一緒になり、一つのイベントに取り組むことは珍しいことであり、そうした意味でも特徴的な取り組みとなっている。

イベントは、本年5月の観音正寺の秘仏千手観音菩薩御開帳とオープニングイベントを皮切りにスタートするが、すでにオフィシャルサイトの開設や公式パンフレットの製作に取り組んでいる。また、令和3年10月から始まった聖徳太子ゆかりの社寺による近江聖徳太子霊跡御朱印めぐりは、2カ月で1万枚を超える授与数となった。

●今こそ聖徳太子の十七条憲法の精神に学ぶべき

西暦604年、わが国初の憲法といわれる十七条憲法が聖徳太子の手によって編み込まれた。「和を以て貴しとなす」の言葉は、混迷

する世界情勢において、日本国として「和」の文化に根ざす国家成立の在り方を踏まえ、世界に向けて積極的に発信すべきではないかと考える。また、十七条憲法では、官の立場にある者の心構えにも言及しており、現代にも十分バイブルともなる価値があるものである。このような意味からも、今、1400年の時を超え聖徳太子の御偉跡に学ぶ意義は大きいものと考えられる。

おわりに

最初にも述べたが、本市は、鈴鹿の山々から琵琶湖までが一つの市域となった森里川湖の多様性のある自然の上に、千年を超える歴史、文化、伝統が蓄積された地域であり、全国でも有数の地域資源の宝庫である。

しかし、この豊富な地域資源について、市民をはじめ、市の職員も十分に認識できていないということもあり、地域資源の磨き上げに加え、まずはしっかりと市民に情報を発信し、地域愛を醸成し質の高さを伝えていくことも重要である。

今、アフターコロナに向けた仕込みの時期であると捉え、市民や行政、観光協会、民間団体など多種多様な主体が連携し、近江商人の家訓に習い「先人から受け継いだ文化財を、現代の私たちが活用することですっきりと保存し、後世へとつないでいく」という取り組みを継続していきたい。